

平成23年1月25日

厚生労働省

消費生活協同組合法違反事案及びこれに係る公益通報に関する対応

1 経過と概要

平成20年10月

消費生活協同組合法違反事案について通報あり。通報対応者Aが1.5時間程対応。

通報翌日

Aとその他職員Bが、通報者所属組織(自治労共済)担当者から聴取。15分程度。

通報翌々日

通報者所属組織担当者がAに電子メールにて対応方針文書を送付。

- Aは、生協に係る一部規定の基準を誤解しており、また、通報者提出資料や通報者所属組織回答文書の精査不足等のため、消費生活協同組合法違反と判断できなかった。通報が公益通報に該当すると認識せず、通報者の了解があったとはいえ通報者姓名を通報者所属組織に告げた。
- Bは、通報翌日の聴取には臨んだものの処理をAにほぼ任せた状態であり、消費生活協同組合法違反及び公益通報該当との認識を欠き、的確な対応を怠った。
- これらにより、消費生活協同組合法違反に係る是正指導が(マスコミ報道のあった)平成22年3月まで遅れ、また、当該通報を公益通報として受理した旨の通報者への通知と消費生活協同組合法違反に係る是正措置結果の通報者への通知も、同年4月まで遅れた。

2 職員処分

嚴重注意(文書) 「消費生活協同組合法」及び「公益通報者保護法」の適用が不適正

○当時の担当者2名

嚴重注意(口頭) 「公益通報者保護法」の周知が不十分及び「部下の管理監督責任」

○当時の管理監督者2名

3 再発防止策

- 公益通報制度に関する研修 当該局内、全部局
- 公益通報チェックリストの作成、進捗状況管理 全部局
- 当該室内で、個別案件についての組織的処理体制の確立
- 当該室内で、公益通報該当性についての組織的判断体制の確立